

令和6年旭市議会第2回定例会会議録

議 事 日 程 （第1号）

令和6年6月6日（木曜日）午前10時開会

- 第 1 開 会
 - 第 2 人事の紹介
 - 第 3 表彰伝達並びに記念品の贈呈
 - 第 4 議長報告事項
 - 第 5 会議録署名議員の指名
 - 第 6 会期の決定
 - 第 7 議案上程
 - 第 8 提案理由の説明並びに政務報告
 - 第 9 議案の補足説明及び報告の説明
-

本日の会議に付した事件

- 日程第 1 開 会
 - 日程第 2 人事の紹介
 - 日程第 3 表彰伝達並びに記念品の贈呈
 - 日程第 4 議長報告事項
 - 日程第 5 会議録署名議員の指名
 - 日程第 6 会期の決定
 - 日程第 7 議案上程
 - 日程第 8 提案理由の説明並びに政務報告
 - 日程第 9 議案の補足説明及び報告の説明
-

出席議員（20名）

- | | | | |
|-----|---------|-----|---------|
| 1 番 | 常世田 正 樹 | 2 番 | 伊 藤 春 美 |
| 3 番 | 菅 谷 道 晴 | 4 番 | 戸 村 ひとみ |
| 5 番 | 伊 場 哲 也 | 6 番 | 崎 山 華 英 |

7 番 永 井 孝 佳
 9 番 島 田 恒
 11 番 遠 藤 保 明
 13 番 宮 内 保
 15 番 宮 澤 芳 雄
 17 番 向 後 悦 世
 19 番 木 内 欽 市

8 番 井 田 孝
 10 番 片 桐 文 夫
 12 番 林 晴 道
 14 番 飯 嶋 正 利
 16 番 伊 藤 房 代
 18 番 景 山 岩三郎
 20 番 松 木 源太郎

欠席議員（なし）

説明のため出席した者

市 長 米 本 弥一郎
 教 育 長 向 後 依 明
 行 政 改 革 推 進 課 長 椎 名 実
 企画政策課長 柴 栄 男
 税 務 課 長 榎 澤 茂
 環 境 課 長 高 根 浩 司
 健 康 づ くり 課 長 飯 島 正 寛
 子 育 て 支 援 課 長 八 馬 祥 子
 商工観光課長 大八木 利 武
 建 設 課 長 齊 藤 孝 一
 会 計 管 理 者 小 澤 隆
 上下水道課長 多 田 一 徳
 生涯学習課長 江波戸 政 和
 監 査 委 員 会 長 杉 本 芳 正

副 市 長 飯 島 茂
 秘書広報課長 寺 嶋 和 志
 総 務 課 長 山 崎 剛 成
 財 政 課 長 池 田 勝 紀
 市民生活課長 齋 藤 邦 博
 保険年金課長 高 野 久
 社会福祉課長 向 後 利 胤
 高 齢 者 福 祉 課 長 椎 名 隆
 農 水 産 課 長 伊 藤 弘 行
 都市整備課長 飯 島 和 則
 消 防 長 常世田 昌 也
 教育総務課長 向 後 稔
 スポーツ振興課 金 杉 高 春
 農業委員会 戸 葉 正 和

事務局職員出席者

事 務 局 長 穴 澤 昭 和

事 務 局 次 長 黒 柳 雅 弘

開会 午前10時 0分

○議長（飯嶋正利） おはようございます。

ここで会議を開会する前に、あらかじめご了解をお願いいたします。

市の広報及び報道関係者の取材のため、この後、本議場内の写真撮影を行います。

また、クールビズ期間中でもありますので、議場内では上着を脱ぐなどして調整していただきたいと思います。

◎日程第1 開 会

○議長（飯嶋正利） ただいまの出席議員は20名、議会は成立いたしました。

これより令和6年旭市議会第2回定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

◎日程第2 人事の紹介

○議長（飯嶋正利） 日程第2、人事の紹介。

4月1日付の異動による人事の紹介をいたします。

山崎剛成総務課長。

池田勝紀財政課長。

榎澤茂税務課長。

寺嶋和志秘書広報課長。

椎名実行政改革推進課長。

常世田昌也消防長。

齋藤邦博市民生活課長。

八馬祥子子育て支援課長。

伊藤弘行農水産課長。

江波戸政和生涯学習課長。

なお、その他の異動並びに昇格につきましては、令和6年度人事異動一覧によりご了承願います。

◎日程第3 表彰伝達並びに記念品の贈呈

○議長（飯嶋正利） 日程第3、表彰伝達並びに記念品の贈呈。

これより、表彰伝達並びに記念品の贈呈を行います。

全国市議会議長会の定期総会におきまして、市議会議員として20年以上在職し、市政の振興に努められた功績により表彰の栄に浴されました向後悦世議員と、10年以上在職し、市政の振興に努められた功績により表彰の栄に浴されました宮内保議員に、表彰状の伝達と記念品の贈呈を行います。

向後悦世議員と宮内保議員、前のほうへお進みください。

（議長より表彰状伝達並びに記念品贈呈、拍手）

◎日程第4 議長報告事項

○議長（飯嶋正利） 日程第4、議長報告事項。

配付した議長報告事項により、ご了承いただきたいと思います。

◎日程第5 会議録署名議員の指名

○議長（飯嶋正利） 日程第5、会議録署名議員の指名。

会議録署名議員の指名を行います。

7番、永井孝佳議員、8番、井田孝議員、以上の2議員を指名いたします。

◎日程第 6 会期の決定

○議長（飯嶋正利） 日程第 6、会期の決定。

会期の決定を議題といたします。

おはかりいたします。本定例会の会期は、本日から 6 月 25 日までの 20 日間といたします。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（飯嶋正利） ご異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は、本日から 6 月 25 日までの 20 日間と決しました。

なお、配付した日程表により会議の運営を図りたいと思いますので、ご協力をお願いいたします。

○議長（飯嶋正利） 市長より送付を受けております議案は、議案第 1 号から議案第 12 号までの 12 議案と報告第 1 号から報告第 5 号までの報告 5 件であります。配付漏れはありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（飯嶋正利） 配付漏れなしと認めます。

議案等説明のため、市長、副市長、教育長ほか関係課長等の出席を求めました。

◎日程第 7 議案上程

○議長（飯嶋正利） 日程第 7、議案上程。

議案第 1 号から議案第 12 号までの 12 議案と報告第 1 号から報告第 5 号までの報告 5 件を一括上程いたします。

議案第 1 号 令和 6 年度旭市一般会計補正予算の議決について

議案第 2 号 旭市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

議案第 3 号 旭市が設置する専用水道の水道技術管理者の資格を定める条例の一部を改正す

る条例の制定について

議案第 4 号 旭市水道の布設工事監督者及び水道技術管理者に関する条例の一部を改正する
条例の制定について

議案第 5 号 財産の取得について（水槽付消防ポンプ自動車（Ⅰ－Ⅱ型））

議案第 6 号 旭市教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて

議案第 7 号 旭市固定資産評価員の選任につき同意を求めることについて

議案第 8 号 専決処分の承認について（令和 6 年度旭市一般会計補正予算）

議案第 9 号 専決処分の承認について（旭市税条例の一部を改正する条例）

議案第 10 号 専決処分の承認について（旭市都市計画税条例の一部を改正する条例）

議案第 11 号 専決処分の承認について（旭市国民健康保険税条例の一部を改正する条例）

議案第 12 号 専決処分の承認について（旭市過疎地域における固定資産税の課税免除に関する
条例の一部を改正する条例）

報告第 1 号 令和 5 年度旭市一般会計繰越明許費繰越計算書について

報告第 2 号 令和 5 年度旭市一般会計事故繰越し繰越計算書について

報告第 3 号 令和 5 年度旭市水道事業会計予算繰越計算書について

報告第 4 号 令和 5 年度旭市農業集落排水事業会計予算繰越計算書について

報告第 5 号 専決処分の報告について（損害賠償の額の決定）

◎日程第 8 提案理由の説明並びに政務報告

○議長（飯嶋正利） 日程第 8、提案理由の説明並びに政務報告。

提案理由の説明並びに政務報告を求めます。

市長、ご登壇願います。

（市長 米本弥一郎 登壇）

○市長（米本弥一郎） 本日、ここに令和 6 年旭市議会第 2 回定例会を招集し、当面する諸案件についてご審議を願うことといたしました。

初めに、本議会に提案しました各議案の提案理由を申し上げます。

議案第 1 号は、令和 6 年度旭市一般会計補正予算の議決についてでありまして、歳入歳出にそれぞれ 3 億 4,700 万円を追加し、予算の総額を 333 億 5,100 万円とするものであります。

議案第2号は、旭市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてでありまして、国が定める基準府令の改正に伴い、所要の改正を行うものであります。

議案第3号は、旭市が設置する専用水道の水道技術管理者の資格を定める条例の一部を改正する条例の制定、議案第4号は、旭市水道の布設工事監督者及び水道技術管理者に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでありまして、いずれも生活衛生等関係行政の機能強化のための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係政令及び省令の公布に伴い、所要の改正を行うものであります。

議案第5号は、財産の取得についてでありまして、水槽付消防ポンプ自動車の購入について仮契約を締結いたしましたので、この契約について議会の議決を求めるものであります。

議案第6号は、旭市教育委員会委員の任命につき同意を求めることについてでありまして、現委員のうち1名の任期が本年8月18日をもって満了となるため、後任の委員を任命するに当たり、議会の同意を求めるものであります。

私は、田村俊雄氏が適任であると考え、提案するものであります。

議案第7号は、旭市固定資産評価員の選任につき同意を求めることについてでありまして、現評価員の辞職に伴い、後任の評価員を選任するに当たり、議会の同意を求めるものであります。

私は、榎澤茂氏が適任であると考え、提案するものであります。

議案第8号から議案第12号までは、専決処分の承認についてであります。

議案第8号は、国が実施する新たな経済に向けた給付金・定額減税の一体措置のうち、定額減税し切れないと見込まれる方に、減税し切れない差額分を給付する調整給付に係る経費について専決処分を行ったため、その承認を求めるものであります。

議案第9号は、旭市税条例の一部を改正する条例の制定、議案第10号は、旭市都市計画税条例の一部を改正する条例の制定、議案第11号は、旭市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてでありまして、いずれも地方税法等の一部を改正する法律の施行に伴い専決処分を行ったため、その承認を求めるものであります。

議案第12号は、旭市過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでありまして、総務省令の一部改正に伴い、専決処分を行ったため、その承認を求めるものであります。

報告第1号は、令和5年度旭市一般会計繰越明許費繰越計算書について、報告第2号は、

令和5年度旭市一般会計事故繰越し繰越計算書について、報告第3号は、令和5年度旭市水道事業会計予算繰越計算書について、報告第4号は、令和5年度旭市農業集落排水事業会計予算繰越計算書について、報告第5号は、議会からの委任による専決処分の報告についてそれぞれ報告するものであります。

次に、令和5年度の一般会計並びに各特別会計の決算について概要を申し上げます。

令和5年度の一般会計並びに各特別会計は、現在、事務当局において決算作業を進めているところであります。

日本経済は、コロナ禍から経済社会活動の正常化が進み、円安を背景にインバウンド需要が高まるなど、緩やかに回復しつつあります。しかし、その一方で、原材料費や食料品等の値上げのサイクルが依然として続いております。

また、今後、夏場に向けてエアコンなどの電力消費が増える中、政府の電気・ガス価格激変緩和対策事業による補助金が5月末をもって終了したことで、家庭の実質負担が増加することが予想されるなど、市民生活への影響が懸念されます。

財政運営に当たっては、そのような状況下においても、税収等の一般財源をより確実に確保しつつ、交付金や起債等を活用するとともに、歳出の抑制を図り、経費の節減、合理化に努めてまいりました。その結果、令和5年度の一般会計は、概算で歳入総額327億5,100万円、歳出総額313億5,900万円、翌年度に繰越しとなる財源を差し引いた実質収支額は12億1,100万円の黒字を見込んでおります。また、各特別会計についても、おおむね順調な決算となる見込みであります。

次に、物価高騰対策について申し上げます。

本市独自の支援策として実施する物価高騰対策家計応援商品券配付事業については、1世帯当たり1万円の商品券を、6月中旬から対象世帯へ郵送を開始いたします。使用期間は、7月1日から12月31日までの6か月間となります。

次に、国が実施する新たな経済に向けた給付金・定額減税一体措置について申し上げます。

昨年度から実施している低所得者支援制度については、令和6年度で、新たに住民税非課税世帯と住民税均等割のみの課税世帯に対し、1世帯当たり10万円の給付に加え、18歳以下の子どもを扶養している場合、1人につき5万円を加算して給付するための準備を進めております。

また、定額減税につきましては、納税者本人とその扶養家族1人につき、所得税額から3万円、個人住民税所得割額から1万円が控除されます。

なお、定額減税し切れないと見込まれる方につきましては、差額を調整給付いたします。
この調整給付につきましては、急激な物価上昇による家計の負担をできるだけ早く軽減するため、5月16日に一般会計補正予算の専決処分を行い、現在、給付の準備を進めております。

この経済対策の財源につきましては、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用することとしており、関連議案を本定例会に提出し、審議をお願いしております。

次に、この機会に市政の近況についてご報告いたします。

初めに、私のまちづくり方針の一つであります、対話による開かれた市政について申し上げます。

幅広い世代の意見を取り入れ、豊かな旭を次世代へつなぐための取り組みとして、市民と市長との対話集会を本年度も3回実施いたします。5月12日には、第1弾となる二十歳のつどい実行委員編を開催し、意見交換を行ったところであります。今後も、市民と市長との対話集会のほか、地域意見交換会や子ども議会などを通じ、様々な分野、世代の方々から、まちづくりに対する率直なご意見を伺い、課題や問題点を整理しながら市政運営に取り組んでまいります。

次に、農水産業の振興について申し上げます。

農林水産省が公表した本市の令和4年市町村別農業産出額は約501億円で、前年比53億円の増となりました。令和3年から順位を三つ上げ、全国第8位となり、全国トップクラスの農業産出額を誇っているところであります。

水田農業については、需要に応じた米の生産を推進し、米価の安定を図るため、飼料用米への転作の定着に取り組んでまいります。

園芸については、千葉県補助事業である「輝け！ちばの園芸」次世代産地整備支援事業を活用し、生産施設及び管理機械等の整備を支援してまいります。

畜産については、本年も豚熱（CSF）が近県で発生するなど、家畜伝染病感染リスクの高い状況が続いており、継続した防疫対策が重要となっていることから、引き続き、各農場での衛生管理の徹底を働きかけるとともに、予防ワクチン接種や消毒薬等の助成を行ってまいります。

次に、観光の振興について申し上げます。

道の駅季楽里あさひの令和5年度の来場者数は約126万人、道の駅全体の売上げは9億7,723万円と、前年を上回る結果となりました。今後も本市の農畜水産物の情報発信施設として、より一層のPRに努めてまいります。

袋公園桜まつりについては、4月1日から12日までの期間で開催し、西ため池にちょうちんをともし、夜10時まで桜のライトアップを行うとともに、約80匹のこいのぼりの掲揚を5月6日まで行いました。4月6日のイベントは、あいにくの天候ではありましたが、本市の観光大使であります椎名佐千子さんの歌謡ショーや桂竹千代さんの寄席をはじめ、演芸大会では鳴り物やダンスが催され、大勢の方でにぎわいました。まつり期間中は、多くの方が公園を訪れ、思い思いの春を楽しんでくださいました。

続いて、夏期観光について申し上げます。

第70回を迎える旭市七夕市民まつりについては、例年どおり8月6日、7日に開催を予定しております。

海水浴場については、矢指ヶ浦海水浴場を7月13日から8月18日まで、市営海浜プールについては、7月20日から9月1日まで開設を予定しております。

また、7月20日には矢指ヶ浦海水浴場において、サマーフェスタ in 矢指ヶ浦が開催される予定であります。

なお、例年7月の最終土曜日に開催しておりました旭市いいおかYOU・遊フェスティバルの海浜花火大会については、今回から10月の第1土曜日に開催日を変更することとし、10月5日の開催に向けて、現在、実行委員会を中心に検討が重ねられているところであります。

次に、ふるさと応援寄附推進事業について申し上げます。

令和5年度の寄附納付額は、前年度の約2倍の2億1,027万809円でありました。

返礼品については、本市の農畜水産物や加工品などを中心に543種を取りそろえており、今後も魅力的な返礼品を増やし、事業を推進するとともに、ふるさと旭をPRしてまいります。

次に、シティプロモーション推進事業について申し上げます。

現在、あさひロケーションサービス協議会と民間ボランティア団体、旭おっぺし隊等で積極的にロケ誘致や支援を行っております。

令和5年度は、37件の映画やドラマ等の撮影が行われ、順調に実績を伸ばしております。

今後もロケを通じて、本市の魅力や認知度の向上、シビックプライドの醸成に努めてまいります。

次に、雇用の促進について申し上げます。

来春卒業予定の市内及び近隣高校生等に地元企業をPRし、人材確保につなげることを目的とした合同企業説明会については、4月26日に開催し、市内企業26社が参加し、288名の

高校生や大学生等が熱心に説明を受けたところであります。

次に、保健・医療の充実について申し上げます。

新型コロナウイルスワクチン接種については、これまで特例臨時接種として、全額公費による接種を実施してまいりました。本市では、令和3年3月の接種開始から延べ25万687人が接種を受けました。

本年4月1日からは、65歳以上の方と60歳から64歳までの内部障害がある方を対象に、重症化予防を目的とした定期接種へと移行し、秋冬の時期を目安に年に1回の接種を予定しております。

ワクチン接種には自己負担が生じることから、本市では接種者の費用負担の軽減を図るため、定期接種費用の助成についての補正予算を本定例会に提案いたしました。

次に、スポーツの振興について申し上げます。

2024年アジアユース卓球選手権大会・世界ユース卓球選手権大会U-15日本代表選手選考会in旭市が、4月18日から21日までの4日間、総合体育館を会場に行われました。本選考会において日本代表となられた選手が、世界を舞台に活躍されることを期待しております。

第66回千葉県東部五市体育大会については、本市が当番市となり、5月19日に各種目会場において代表選手による熱戦が行われ、スポーツ交流が深まる大会となりました。

日本一身近な海づくり推進事業ぽるぽろについては、本年度3回の開催を予定しており、第1回目は6月2日に実施し、市内外から多くの方の参加をいただきました。今後もこのイベントを通して、楽しみながら、海の大切さと地域の魅力を再発見していただくことを期待しております。

次に、子育て支援の充実について申し上げます。

(仮称)中央第二・ゆたか統合保育所の建設工事については、基礎工事が終わり、今後は建物の骨組みとなる鉄骨工事等に入っていく予定です。

今後も工事の適切な進捗管理に努め、令和7年4月の開所に向けて取り組んでまいります。

次に、学校教育の充実について申し上げます。

(仮称)干潟地域小学校の再編については、4回の学校再編代表者会議を経て、学校再編の可否、統合校の位置及び開校時期における答申を受けました。

今後は、統合校の名称等について調査、審議していただくとともに、新たに旭市学校再編準備委員会を設置し、学校運営、通学方法及び跡地利用など具体的な内容について協議していただきます。

その他の地域については、昨年度に実施したアンケート結果や児童の減少傾向を考慮し、海上地域の小学校再編に係る地域説明会から開催していきます。

今後も旭市学校再編基本方針に基づき、保護者や地域の皆様のご意見を伺いながら、順次進めてまいります。

次に、地域学校協働活動推進事業について申し上げます。

本市では、地域全体で子どもたちの成長を支えるとともに、学校を核とした地域づくりを目指し、地域と学校が連携・協働して様々な活動を行っていく地域学校協働活動に取り組んでいます。

令和6年度は、市内各小・中学校全校に導入されるコミュニティ・スクールと地域学校協働活動推進員が地域と学校をつなぎ、一体的な推進に取り組んでまいります。

次に、定住の促進について申し上げます。

転入者に対して支給する定住促進奨励金については、令和5年度は申請48件で3,510万円を支給し、実転入者は112人でありました。

また、若者世帯の定住を目的として支給している旭市若者世帯住宅取得奨励金については、申請23件で1,020万円を支給いたしました。

今後も、本事業をより広くPRし、本市への移住・定住の促進に努めてまいります。

次に、交流の促進について申し上げます。

幽学の里で米づくり交流事業については、5月3日と5月6日に、大原幽学先生ゆかりの水田で開催いたしました。当日は、東京都や県内東葛地域などから家族連れなど330名の参加があり、慣れない水田の泥の感触に戸惑いながらも、笑顔で田植体験を楽しんでいただき、都市住民との交流を図ることができました。

次に、安全で快適な道路の整備について申し上げます。

震災復興・津波避難道路整備事業のうち、飯岡地域の横根三川線については、千葉県公安委員会等、関係機関との協議が調いましたので、県道飯岡片貝線から国道126号までの暫定供用を目指して、工事を進めております。

飯岡海上連絡道三川蛇園線整備事業については、鉄道横断工事が完了し、早期完成に向け、各種工事を進めております。

なお、未取得用地については、引き続き関係地権者へご理解、ご協力をお願いしてまいります。

次に、安全・安心な水の供給について申し上げます。

旭市水道事業ビジョンに基づく旭配水場ポンプ施設耐震化事業については、予定していた場内配管の布設工事が順調に進捗しております。

次に、居住環境の充実について申し上げます。

リフォーム補助金については、本年度は160件の申込みをいただいたところであり、本事業を通して、居住環境の向上及び市内の経済活性化につながるものと期待しております。

次に、自然環境の保全について申し上げます。

春のゴミゼロ運動については、5月26日に市内全域で一斉に実施いたしました。各区、各自治会から合わせて7,091名の参加があり、集められたごみの総重量は9,050キログラムでありました。

今後も、きれいな旭をつくる会を中心として、市民の皆様のご協力をいただきながら、地域ぐるみで生活環境の保全及び美化を推進してまいります。

次に、協働の促進について申し上げます。

市民と市長との対話集会の一環として開催している子ども議会は、本年も7月29日に開催いたします。市内小・中学校の児童・生徒に、子ども議員として議会を体験していただき、市政に関心を持っていただくとともに、次代を担う子どもたちの意見を、可能な限り市政に反映していきたいと思っております。

次に、消防・防災力の強化について申し上げます。

海上・飯岡統合消防分署庁舎建設工事については、順調に進捗しており、現在、地盤改良工事まで完了しています。

今後も工事の適切な進捗管理に努め、令和7年4月の開庁に向けて取り組んでまいります。

次に、生涯活躍のまち形成事業について申し上げます。

旭市多世代交流施設おひさまテラスの令和5年度の来場者数は約18万人となり、多くの世代の方に様々な目的を持って利用される施設となっております。

今後も、より一層の利用を促進しながら、地域の活性化に寄与できるよう取り組んでまいります。

以上、このたび提案いたしました案件の趣旨をご説明し、併せて市政の近況について申し上げます。

詳しくは事務担当者から説明し、また、ご質問に応じてお答えいたしますので、ご賛同賜りますようお願い申し上げます。

○議長（飯嶋正利） 提案理由の説明並びに政務報告は終わりました。

◎日程第 9 議案の補足説明及び報告の説明

○議長（飯嶋正利） 日程第 9、議案の補足説明及び報告の説明。

初めに、議案の補足説明を求めます。

議案第 1 号、議案第 5 号、議案第 8 号について、財政課長、登壇してください。

（財政課長 池田勝紀 登壇）

○財政課長（池田勝紀） 議案第 1 号、令和 6 年度旭市一般会計補正予算の議決について補足説明を申し上げます。

ページ数につきましては、タブレットのページでご説明いたします。

タブレットの 3 ページをお願いいたします。

第 1 条は、歳入歳出予算にそれぞれ 3 億 4,700 万円を追加し、予算の総額を 333 億 5,100 万円とするものです。

タブレットの 9 ページをお願いいたします。

歳入について説明いたします。

事業内容につきましては、歳出のところで説明させていただきます。

14 款 2 項 1 目総務費国庫補助金 2 億 2,500 万円の増は、説明欄 1、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金（給付金・定額減税分）によるものです。こちらは、物価高騰対応重点支援給付金給付事業に対する交付金で、事業費の全額が交付されます。

15 款 2 項 1 目総務費県補助金 91 万 5,000 円の増は、説明欄 1、自転車乗車用ヘルメット着用促進事業費補助金によるものです。こちらは、交通安全対策事務費のうち、今回の補正で新規に実施予定の自転車乗車用ヘルメット購入費補助事業に対する県の補助金です。

4 目農林水産業費県補助金 416 万 7,000 円の増は、説明欄 1、「輝け！ちばの園芸」産地整備支援事業費補助金の増によるものです。こちらは、園芸生産強化支援事業に対する県の補助金です。

18 款 2 項 1 目財政調整基金繰入金 3,230 万円の増は、今回の補正財源として、財政調整基金からの繰入金を計上するものです。

タブレットの 10 ページをお願いします。

20 款 5 項 5 目雑入 8,461 万 8,000 円の増は、説明欄 1、新型コロナワクチン接種基金助成金

によるものです。こちらは、感染症予防対策事業のうち、新型コロナワクチンの定期接種に係る国からの助成金について、国の基金から市に交付されるものです。

以上で歳入の説明を終わりました、続いて、歳出について説明いたします。

タブレットの11ページをお願いいたします。

2款1項9目交通安全対策費183万円の増は、説明欄1、交通安全対策事務費の増によるもので、県が自転車乗車用ヘルメット着用促進補助事業を創設したことに伴い、県補助を活用した自転車乗車用ヘルメット購入費補助事業を新たに実施するために補正を行うものです。事業費の2分の1を県支出金で見込んでおります。

3款1項1目社会福祉総務費2億2,500万円の増は、説明欄1、物価高騰対応重点支援給付金給付事業によるものです。こちらは、国が実施する、令和6年度に新たに住民税非課税、または住民税均等割のみ課税となる世帯に対し、1世帯当たり10万円と、それらの世帯のうち、18歳以下の子どもを扶養している世帯に対し、子ども1人当たり5万円を給付する費用です。事業費の全額を国庫支出金で見込んでおります。

タブレットの12ページをお願いいたします。下のほうになります。

4款1項2目予防費1億686万6,000円の増は、説明欄1、感染症予防対策事業の増によるものです。こちらは、65歳以上の方と60歳から64歳の内部障害がある方について、令和6年度から新型コロナワクチンが定期接種となることによる体制整備に係る費用と、接種が原則有料になることに伴い、接種促進を図るため、接種費用に係る国の助成に加え、市独自に接種1回当たり2,000円の助成を行うための費用を補正するものです。国の助成金は諸収入で見込んでおります。

続いて、タブレットの13ページをお願いします。

(発言する人あり)

○財政課長（池田勝紀） それでは、すみません。ちょっと急ぎ過ぎました、申し訳ございません。もうちょっとゆっくりしゃべりたいと思います。

タブレット12ページ。

○議長（飯嶋正利） 暫時休憩。

休憩 午前10時38分

再開 午前10時39分

○議長（飯嶋正利） 会議を再開します。

○財政課長（池田勝紀） では、もう一度、12ページからしますか。

タブレットの12ページをお願いいたします。

もう一度説明します。

4款1項2目予防費1億686万6,000円の増は、説明欄1、感染症予防対策事業の増によるものです。こちらは、65歳以上の方と60歳から64歳の内部障害がある方について、令和6年度から新型コロナワクチンが定期接種となることによる体制整備に係る費用と、接種が原則有料となることに伴い、接種促進を図るため、接種費用に係る国の助成に加え、市独自に接種1回当たり2,000円の助成を行うための費用を補正するものです。国の助成金は諸収入で見込んでおります。

タブレットのほうの13ページをお願いします。

6款1項3目農業振興費500万1,000円の増は、説明欄1、園芸生産強化支援事業の増によるものです。こちらは、園芸農業に係る県の補助事業について補助内容が拡充され、施設の新設や省力化機械の整備のための生産力強化支援型に、補助率の高い強化枠が新設されたことに伴い、補助金額を増額するものです。県の補助率拡充分を県支出金で見込んでおります。

8款2項2目道路維持費830万3,000円の増は、説明欄1、道路維持管理費の増によるものです。こちらは、未舗装道路の整地要望等に対応するために市で保有している重機について不具合が生じたことから、新たに買い換える費用を補正するものです。

歳出の説明は以上です。

以上で議案第1号の補足説明を終わります。

続きまして、議案第5号、財産の取得について補足説明を申し上げます。

こちら、またタブレットのページで説明します。

タブレットの2ページをお願いします。

取得する財産は、水槽付消防ポンプ自動車（I－B型）です。

本車両は、干潟分署で使用している同種車両の老朽化に伴い、更新するものです。

取得金額は7,576万2,200円、取得の相手方は、東京都港区芝5丁目36番7号、三田ベルジュビル19階、株式会社モリタ東京支店、支店長山北忠司、納入期限は令和7年3月31日です。

参考までに、入札の経過を申し上げます。

タブレットの3ページをご覧ください。

事後審査方式制限付一般競争入札により、令和6年4月8日に公告し、4月17日まで入札参加の受付を行ったところ、参考資料に掲載してあります6者から申込みがありました。4月22日の入札書提出期限までに全ての業者から入札書が提出され、4月23日に開札した結果、最低額で入札した株式会社モリタが予定価格に達し、審査したところ、入札参加資格要件を満たしておりましたので、5月1日に仮契約を締結いたしました。

なお、予定価格は7,621万9,000円、落札率は99.4%でした。

以上で議案第5号の補足説明を終わります。

続きまして、議案第8号になります。議案第8号をお願いします。

こちらタブレットのページでご説明申し上げますので、よろしくお願いします。

令和6年度旭市一般会計補正予算（第1号）です。

この補正予算は、国が実施する新たな経済に向けた給付金・定額減税の一体措置のうち、定額減税において減税し切れないと見込まれる方に、減税し切れない差額分を給付する調整給付に係る費用です。令和6年度、新たに非課税となる世帯に対する1世帯当たり10万円の給付金などに併せ、なるべく早い時期からの給付開始が望ましいとの考えから、5月16日に専決処分しましたので、議会の承認を求めるものです。

タブレットの4ページをお願いいたします。

第1条は、歳入歳出予算にそれぞれ5億2,400万円を追加し、予算の総額を330億400万円としたものであります。

タブレットの10ページをお願いします。

歳入について説明いたします。

14款2項1目総務費国庫補助金5億2,400万円の増は、説明欄1、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金（給付金・定額減税分）です。こちらは、定額減税調整給付金給付事業に対する交付金で、事業費の全額が交付されます。

歳入の説明は以上です。

続いて、歳出について説明いたします。

タブレットの11ページをお願いします。

2款1項11目諸費5億2,400万円の増は、説明欄1、定額減税調整給付金給付事業による増で、調整給付金の給付に係る費用です。

以上で議案第8号の説明を終わります。

○議長（飯嶋正利） 財政課長の補足説明は終わりました。

議案第2号について、子育て支援課長、登壇してください。

(子育て支援課長 八馬祥子 登壇)

○子育て支援課長（八馬祥子） 議案第2号、旭市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について補足説明を申し上げます。

今回の改正は、市が条例を定める際に、従うべき基準として国が定める内閣府令について改正があったことから、同様に条例を改正するものです。

本条例の対象となる事業は、家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業、事業所内保育事業で、市の認可、確認を受けた事業者は、現在旭市にはありません。

それでは、主な改正内容について新旧対照表により説明させていただきます。

3ページ中段をご覧ください。

第29条になります。第29条は、小規模保育事業の職員の規定です。

第2項は、児童の年齢や人数に応じて配置すべき保育士数について、3歳児は20人につき1人だったものを15人につき1人に、4歳以上児は30人につき1人だったものを25人につき1人に、それぞれ改めるものです。

第3項は、保育士としてみなすことのできる職員として、保健師、看護師のほかに、准看護師も可能とするものです。

同ページ下段の第31条、4ページの第44条、第47条についても改正の内容は同様です。

その他の改正としましては、現在の基準の緩和などで、連携施設について確保しないことも可能とするものや、食事の提供について例外的に認める外部搬入施設の追加、事業者や職員が作成、保存する書面を電磁的記録により対応できるようにする改正等、いずれも国の基準に合わせて改めるものです。

以上で議案第2号の補足説明を終わります。

○議長（飯嶋正利） 子育て支援課長の補足説明は終わりました。

議案の補足説明は途中ですが、11時まで休憩いたします。

休憩 午前10時49分

再開 午前11時 0分

○議長（飯嶋正利） 休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き、議案の補足説明を求めます。

議案第3号について、環境課長、登壇してください。

(環境課長 高根浩司 登壇)

○環境課長（高根浩司） 議案第3号、旭市が設置する専用水道の水道技術管理者の資格を定める条例の一部を改正する条例の制定について補足説明を申し上げます。

生活衛生等関係行政の機能強化のための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係政令及び関係省令の公布に伴い、水道技術管理者の資格取得に係る講習に関する所管が、「厚生労働大臣」から「国土交通大臣及び環境大臣」に変わりました。

また、水道整備・管理行政に携わる職員数の減少に伴い、水道技術管理者の確保が困難となっていることから、小規模な水道事業者及び水道用水供給事業者の技術上の実務経験年数を簡易水道事業者と同等にする見直しがされたため、所要の改正を行うものです。

なお、専用水道とは、上下水道課が所管している水道事業とは別に、水道法第3条第6項に定義されており、有効容量100立方メートルを超える受水槽を備えている施設や、受水槽以降の導管延長が1,500メートルを超える施設、または生活に利用する水量が20立方メートルを超える施設が専用水道に該当します。

新旧対照表の6ページをご覧ください。タブレットの6ページになります。

第3条は、水道技術管理者の資格について定めるもので、第1項第12号は、所管省庁の変更に伴い、「厚生労働大臣」を「国土交通大臣及び環境大臣」の登録を受けた者が行う水道の管理に関する講習の課程を修了した者に改めるものです。

続いて、タブレットの7ページ及び8ページをご覧ください。

水道技術管理者の資格要件について、学歴及び学科要件における課程の追加や、小規模な水道事業者等の技術上の実務経験年数の見直しに伴い、第3条第1項及び第2項を改正案のとおり改めるものです。

なお、施行期日は、第1条の所管省庁の変更が公布の日から、第2条の資格要件の改正が令和7年4月1日からとなります。

以上で議案第3号の補足説明を終わります。

○議長（飯嶋正利） 環境課長の補足説明は終わりました。

議案第4号について、上下水道課長、登壇してください。

(上下水道課長 多田一徳 登壇)

○上下水道課長（多田一徳） 議案第4号、旭市水道の布設工事監督者及び水道技術管理者に

関する条例の一部を改正する条例の制定について補足説明を申し上げます。

生活衛生等関係行政の機能強化のための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係政令及び関係省令の公布に伴い、水道技術管理者の資格取得に係る講習に関する所管が、「厚生労働大臣」から「国土交通大臣及び環境大臣」に替わるとともに、資格要件について、現行では水道に関する実務経験のみを対象としているところ、下水道等に関する実務経験を含める等の改正が行われました。

また、水道整備・管理行政に携わる職員数の減少に伴い、布設工事監督者や水道技術管理者の確保が困難となっていることから、学歴及び学科要件における土木工学科以外の課程の追加や、1級土木施工管理技士等の国家資格についても資格要件に加える改正が行われたため、所要の改正を行うものです。

施行期日は、所管の変更が公布の日から、資格要件の改正が令和7年4月1日からとなります。

以上で議案第4号の補足説明を終わります。

○議長（飯嶋正利） 上下水道課長の補足説明は終わりました。

議案第6号、議案第7号について、総務課長、登壇してください。

（総務課長 山崎剛成 登壇）

○総務課長（山崎剛成） 議案第6号及び議案第7号の2議案について補足説明を申し上げます。

初めに、議案第6号、旭市教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて補足説明を申し上げます。

本議案は、現委員のうち1名の任期が本年8月18日に満了するため、後任の委員を任命するに当たり、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

2ページ目をお願いいたします。

教育委員に任命したい方は、旭市鎌数にお住まいの田村俊雄氏、昭和32年生まれの方です。最終ページの参考資料をご覧ください。

田村氏は、教諭として奉職後、市内小・中学校にも勤められたほか、本市教育委員会や県教育事務所、県立美術館に勤められるなど、長きにわたり教育に広く携わっていた方であり、教育に関し、深い見識を備えた方であります。

なお、田村氏は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律及び地方自治法に規定する欠

格事項、兼職の禁止及び兼業の禁止について、いずれも該当しないことを申し添えます。

続きまして、議案第7号を説明いたします。

議案第7号、旭市固定資産評価員の選任につき同意を求めることについて補足説明を申し上げます。

本議案は、現職の辞職の申出に伴い、後任を選任するに当たり、地方税法第404条第2項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

2ページ目をお願いします。

固定資産評価員に選任したい方は、千葉市若葉区にお住まいの榎澤茂氏、昭和42年生まれの方です。

最終ページの参考資料をご覧ください。

榎澤氏は、本年4月1日から税務課長の職にあり、市内の固定資産評価業務を統括する責任ある立場でございます。また、以前にも税務課副課長として固定資産評価業務経験を有することから、固定資産評価員として適任の方です。

なお、榎澤氏は、地方税法に規定する兼職及び請負の禁止並びに欠格事項については、いずれも該当しないことを申し添えます。

以上で議案第6号及び議案第7号の補足説明を終わります。

○議長（飯嶋正利） 総務課長の補足説明は終わりました。

議案第9号から議案第11号までについて、税務課長、登壇してください。

（税務課長 榎澤 茂 登壇）

○税務課長（榎澤 茂） 議案第9号、専決処分の承認について補足説明を申し上げます。

今回の改正は、地方税法等の一部を改正する法律が令和6年3月30日に公布され、同年4月1日から施行されたことに伴い、旭市税条例を改正する必要性が生じたことから、3月31日付で専決処分により制定した旭市税条例の一部を改正する条例について、議会の承認を求めるものでございます。

それでは、新旧対照表によりご説明申し上げます。

新旧対照表11ページをお願いいたします。

第34条の7は、寄附金税額控除について定めるもので、第1項は、公益信託制度改革による所得税法の規定の見直しに伴い、規定を整備するものです。

第51条は、個人市民税の減免について定めるもので、職権による減免を可能とする規定を追加するものです。

第56条は、固定資産税の非課税の規定の適用を受けようとする者がすべき申告について、法の改正に伴い、条項を整理するものです。

第71条は、固定資産税の減免について定めるもので、職権による減免を可能とする規定を追加するものです。

12ページをお願いいたします。

第139条の3は、特別土地保有税の減免について定めるもので、職権による減免を可能とする規定を追加するものです。

附則第4条の2は、公益法人等に係る市民税の課税の特例について、法改正に伴い、条項を削除するものです。

附則第7条の5から15ページの附則第7条の8までは、定額減税の実施に伴い、個人市民税に関する規定を追加するものとなります。

15ページをお願いいたします。

中段になりますが、附則第8条は、肉用牛の売却による事業所得に係る市民税の課税の特例について、定額減税の実施に伴い、定額減税額の算定に用いる所得割額を本条の規定の適用後となるよう改正するものです。

附則第10条の2は、いわゆるわがまち特例として固定資産税の課税標準の特例率を定めるもので、第14項では、再生可能エネルギー発電設備のうち、一定のバイオマス発電設備について国の基準と同率を定める規定を追加し、第21項は、企業主導型保育事業に係る課税標準の特例措置の廃止に伴い削除するもので、16ページをお願いいたします、第24項では、一体型滞在快適性等工場事業の用に供する固定資産について、国の基準と同率を定める規定を追加するもので、その他の改正は、法改正に伴う条項の整理となります。

附則第10条の3は、新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告について、法改正に伴い、認定長期優良住宅に係る特例について、申告書の提出がない場合でも、一定の要件に該当すると認められる場合には特例を適用できる規定を追加するとともに、条項の整理を行うものです。

17ページをお願いいたします。

附則第11条から附則第15条までは、土地に対して課する固定資産税の特例等について定めるもので、令和6年度は評価替えの年度に当たることから、それぞれ適用年度等について定めるものです。

18ページをお願いいたします。

附則第16条の3から19ページの第20条の3までについては、定額減税の対象となる所得割額を、上場株式等の配当所得や、土地または一般株式等の譲渡所得に基づく所得割額を含んだ額となるよう改正するものです。

議案第9号については以上でございます。

続きまして、議案第10号、専決処分の承認について補足説明を申し上げます。

旭市都市計画税条例の一部を改正する条例についてですが、こちらも専決処分により制定いたしましたので、議会の承認を求めるものでございます。

新旧対照表は20ページ、21ページになります。

改正内容につきましては、法改正に伴う条項の整理及び評価替えを受け、宅地等に対して課する都市計画税の特例措置の延長などの改正となります。

議案第10号については以上となります。

続きまして、議案第11号、専決処分の承認について補足説明を申し上げます。

旭市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について、こちらも専決処分により制定いたしましたので、議会の承認を求めるものでございます。

今回の主な改正は、低所得者に対する国民健康保険税の軽減措置の対象世帯を拡大するものです。

新旧対照表22ページをお願いいたします。

第23条第2号の規定については、5割軽減世帯の所得基準額として加算する1人当たりの額を29万円から29万5,000円に引き上げるものです。

同条第3号の規定については、2割軽減世帯の所得基準額として加算する1人当たりの額を53万5,000円から54万5,000円に引き上げるものです。

以上で議案第9号から議案第11号までの3議案について補足説明を終わります。

○議長（飯嶋正利） 税務課長の補足説明は終わりました。

議案第12号について、商工観光課長、登壇してください。

（商工観光課長 大八木利武 登壇）

○商工観光課長（大八木利武） 議案第12号、専決処分の承認について補足説明を申し上げます。

本議案は、旭市過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでありまして、総務省令の一部が改正され、本年3月30日に公布、4月1日より施行されることに伴い、3月31日付で専決処分したことから、議会の承認を求めるも

のでございます。

それでは、改正内容についてご説明いたします。

説明につきましては、改正条文により行いたいと思いますので、タブレットのほう、3ページをお願いいたします。

今回の改正概要ですが、本条例は、過疎地域に指定されている干潟地域において、本条例で定める事業、製造業、情報サービス業等、農林水産物等販売業、旅館業の設備の取得等に係る固定資産税の課税免除について定めたものであり、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法により、この課税免除による固定資産税減収分の75%を普通交付税で補填されることとされております。

今般、当該特別措置法に係る省令の一部改正により、課税免除に伴う減収補填措置について、その適用期間が令和6年3月31日から令和9年3月31日と3年間延長されたことから、本条例における課税免除の適用期間も同じく令和9年3月31日まで延長するものでございます。

また、租税特別措置法の条文の条ずれに伴い、本条例の引用条文もそれに合わせて整理するものでございます。

最後に、附則の第3項中、本条例の適用期限についても、同じく令和6年3月31日から令和9年3月31日に改正するものでございます。

以上で議案第12号の補足説明を終わります。

○議長（飯嶋正利） 商工観光課長の補足説明は終わりました。

続いて、報告の説明を求めます。

報告第1号、報告第2号について、財政課長、登壇してください。

（財政課長 池田勝紀 登壇）

○財政課長（池田勝紀） それでは、報告第1号及び報告第2号について説明させていただきます。

タブレットのほうのご準備はよろしいでしょうか。

初めに、報告第1号、令和5年度旭市一般会計繰越明許費繰越計算書についてです。

タブレットの2ページ、繰越計算書をご覧ください。

この計算書は、令和5年度一般会計補正予算におきまして、繰越明許費を設定した事業を翌年度へ繰り越しましたので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により報告するものです。

繰り越した事業は、全部で17事業です。

2 款 1 項総務管理費のうち、電算システム運用事業は、定額減税等への対応に係るシステム改修につきまして、事業実施は令和 6 年度ですが、国の補助が令和 6 年 2 月に示されたことから、令和 5 年度に予算措置を行い、繰り越したもので、繰越額は893万2,000円、事業の完了は令和 7 年 3 月を予定しております。

次の物価高騰対策家計応援商品券配付事業は、国の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用した事業です。こちらも事業実施は令和 6 年度ですが、国の交付金の事業採択が令和 6 年 1 月であったことから、令和 5 年度に予算措置を行い、繰り越したものです。繰越額は 2 億2,742万2,000円、事業の完了は令和 7 年 3 月を予定しております。

次に、3 項戸籍住民基本台帳費の戸籍事務費は、戸籍における氏名の振り仮名の法制化に伴い、戸籍システムに振り仮名を新たに記載するための改修につきまして、国での関連法案の整備や、システム仕様の確定までに時間を要したため、年度内の事業完了が困難であることから321万2,000円を繰り越したもので、事業の完了は令和 6 年12月を予定しております。

次の住民基本台帳事務費は、振り仮名の法制化に伴い、戸籍の付票やコンビニで交付される証明書に振り仮名を反映させるために必要となるシステム改修につきまして、こちらも先ほどの戸籍事務費と同じく、国での関連法案の整備や、システム仕様の確定までに時間を要したため、年度内の事業完了が困難であることから543万4,000円を繰り越したもので、事業の完了は令和 7 年 3 月を予定しております。

次に、3 款 1 項社会福祉費のうち、住民税非課税世帯等物価高騰対策給付金給付事業（追加給付分）は、国の地方創生臨時交付金を活用し、令和 5 年度住民税非課税世帯等に対し、1 世帯当たり 7 万円を給付するために要する費用です。国の支援決定からの事業開始により、申請受付から給付までの事務手続きについて、年度内の完了が困難であることから1,060万円を繰り越したもので、事業の完了は令和 6 年 7 月を予定しております。

次の物価高騰対応重点支援給付金給付事業は、住民税均等割のみ課税世帯に対し、1 世帯当たり10万円、住民税非課税世帯と均等割のみ課税世帯のうち、18歳以下の子どもを扶養している世帯に対し、子ども 1 人当たり 5 万円を給付する費用で、こちらの事業も国の支援決定からの事業開始により、申請受付から給付までの事務手続きについて、年度内の完了が困難であることから3,770万円を繰り越したもので、事業の完了は令和 6 年10月を予定しております。

4 款 1 項保健衛生費の新型コロナウイルスワクチン接種事業は、ワクチン接種を令和 6 年

3月末まで実施したため、県外で接種した場合の接種費用の支払いやワクチンの廃棄等、一部年度内に事業完了できないものがあることから165万円を繰り越したもので、事業の完了は令和6年6月を予定しております。

6款1項農業費の農業水利施設改修事業は、玉浦川の排水路整備工事において、施工箇所近くに水道管が布設されていることが判明し、その対応に係る関係機関との協議に不測の日数を要したため、年度内に工事を完了することが困難となったことから5,685万1,000円を繰り越したもので、事業の完了は令和6年10月を予定しております。

8款2項道路橋梁費のうち、道路維持補修事業は、萩園地域の道路舗装打替工事につきまして、周辺地権者との調整に不測の日数を要したため、年度内に工事を完了することが困難となったことから1,720万6,000円を繰り越したもので、事業の完了は令和6年6月を予定しております。

次の道路新設改良事業は、清滝バイパスから海上キャンプ場に抜ける道路拡幅工事などにおきまして、千葉県など関係機関との協議等に不測の日数を要したため、年度内に事業を完了することが困難となったことから3,691万7,000円を繰り越したもので、事業の完了は令和6年9月を予定しております。

次の蛇園南地区排水路整備事業は、排水路整備工事におきまして、隣接地権者との調整に不測の日数を要したため、年度内に工事を完了することが困難となったことから1億2,050万3,000円を繰り越したもので、事業の完了は令和6年12月を予定しております。

次の飯岡海上連絡道三川蛇園線整備事業は、国の社会資本整備交付金の追加決定に伴い増額した工事など、年度内に事業を完了することが困難となったことから2億4,435万8,000円を繰り越したもので、事業の完了は令和7年3月を予定しております。

次の南堀之内バイパス整備事業は、関係地権者等との調整に不測の日数を要したため、年度内に工事を完了することが困難となったことから1億1,124万2,000円を繰り越したもので、事業の完了は令和6年9月を予定しております。

次の震災復興・津波避難道路整備事業は、横根三川線の整備につきまして、電柱移設に不測の日数を要したため、年度内に工事を完了することが困難となったことから1億7,180万円を繰り越したもので、事業の完了は令和7年3月を予定しております。

次の冠水対策排水整備事業は、ガス管や電柱の移設、家屋事前調査の日程調整に不測の日数を要したため、年度内に工事を完了することが困難となったことから8,500万円を繰り越したもので、事業の完了は令和6年12月を予定しております。

次の橋梁長寿命化修繕事業は、令和５年度の、国の道路メンテナンス事業費補助金の対象となるため、令和６年度に実施予定であった橋梁点検を令和５年度に前倒ししたことにより、年度内に事業を完了することが困難となったことから433万7,000円を繰り越したものです。事業の完了は令和７年３月を予定しております。

９款１項消防費、防災行政無線等整備事業は、千葉県の防災行政無線の再整備工事に係る負担金につきまして、県が実施する工事において使用する電源ケーブルの確保に時間を要したため、県からの負担金請求が令和６年度となったことから1,025万7,000円を繰り越したものです。事業の完了は令和７年３月を予定しております。

続きまして、報告第２号になります。

タブレットの準備はよろしいでしょうか。

続きまして、報告第２号、令和５年度旭市一般会計事故繰越し繰越計算書について説明させていただきます。

タブレットの２ページ、繰越計算書をご覧ください。

この計算書は、令和５年度一般会計予算に係る事業のうち、翌年度へ事故繰越ししたものとにつきまして、地方自治法施行令第150条第３項の規定により報告するものです。

繰り越した事業は１事業です。

13款２項公営企業費、水道事業会計出資金は、出資金の対象となる水道事業会計の工事のうち、清和甲地区の工事につきまして、千葉県発注の道路拡幅工事の進捗遅延により、水道管切廻し工事で工期の確保が困難となったため、水道事業会計において繰越しを行ったことから、一般会計からの出資金につきましても繰越しを行ったものです。繰越額は1,760万円で、事業の完了は令和７年３月を予定しております。

以上で報告第１号及び報告第２号の説明を終わります。

○議長（飯嶋正利） 財政課長の説明は終わりました。

報告第３号、報告第４号について、上下水道課長、登壇してください。

（上下水道課長 多田一徳 登壇）

○上下水道課長（多田一徳） 報告第３号及び報告第４号について説明させていただきます。

初めに、報告第３号、令和５年度旭市水道事業会計予算繰越計算書についてでございます。

この計算書は、建設改良費の繰越しとして、令和５年度におきまして支払い義務の生じなかった建設改良費を翌年度に繰り越しましたので、地方公営企業法第26条第３項の規定により報告するものです。

次の繰越計算書をご覧ください。

繰り越した事業は、全部で8事業です。

一つ目が、旭地区鉄道横断部基幹管路更新設計調査業務委託で、関係機関との協議の長期化に伴い、年度内完了が困難となったため、履行期間を延長したもので、繰越額は1,518万円、事業の完了は令和7年3月を予定しております。

二つ目が、ロ地区配水管布設替工事で、工事の発注時期や施工期間等の平準化を図るため2,500万円を繰り越したもので、事業の完了は令和6年9月を予定しております。

三つ目が、後草地区配水管布設替工事で、工事の発注時期や施工期間等の平準化を図るため2,800万円を繰り越したもので、事業の完了は令和6年9月を予定しております。

四つ目が、萩園地区配水管布設替工事で、工事の発注時期や施工期間等の平準化を図るため2,700万円を繰り越したもので、事業の完了は令和6年9月を予定しております。

五つ目が、水配R05第1号清和甲地区配水管切廻し工事で、千葉県発注の道路拡張工事の進捗遅延に伴い、年度内完了が困難となったため履行期間を延長したもので、繰越額は2,332万7,700円、事業は先月に完了しております。

六つ目が、水配R05第9号清和甲地区配水管布設替工事で、社会情勢の影響から材料調達に遅延が生じ、年度内完了が困難となったため、履行期間を延長したもので、繰越額は645万7,000円、事業の完了は令和6年6月を予定しております。

七つ目が、水配R05第10号蛇園地区配水管切廻し工事で、排水整備工事の進捗遅延に伴い、年度内完了が困難となったため履行期間を延長したもので、繰越額は2,200万円、事業の完了は令和6年10月を予定しております。

八つ目が、干潟配水場工業団地圧力タンク及び電磁流量計更新工事で、社会情勢の影響から材料調達に遅延が生じ、年度内完了が困難となったため履行期間を延長したもので、繰越額は4,785万円、事業は先月に完了しております。

続きまして、報告第4号、令和5年度旭市農業集落排水事業会計予算繰越計算書について説明させていただきます。

この計算書は、建設改良費の繰越しとして、令和5年度において支払い義務の生じなかった建設改良費を翌年度に繰り越したもので、地方公営企業法第26条第3項の規定により報告するものです。

次の繰越計算書をご覧ください。

繰り越した事業は、道祖神マンホールポンプ場制御盤更新工事で、社会情勢の影響から材

料調達に遅延が生じ、年度内完了が困難となったため履行期間を延長したもので、繰越額は649万円、事業は先月に完了しております。

以上で報告第3号及び報告第4号の説明を終わります。

○議長（飯嶋正利） 上下水道課長の説明は終わりました。

報告第5号について、総務課長、登壇してください。

（総務課長 山崎剛成 登壇）

○総務課長（山崎剛成） 報告第5号、専決処分の報告について説明いたします。

地方自治法第180条第1項の規定に基づき、議会から委任による専決処分の指定を受けております市の義務に属する損害賠償の額の決定で、100万円以下のものについて専決処分をしましたので、議会へ報告するものでございます。

それでは、案件ごとに説明いたします。

2ページをお願いいたします。

案件1は、令和4年6月11日、旭市中谷里地先の市道交差点において、走行中に路面に設置された自発光式道路びょうの蓋が跳ね上がり、タイヤ及びホイールが破損した自動車物損事故でありまして、令和5年5月8日に専決しております。損害賠償額、相手方及び和解の条件等は記載のとおりでありまして、以下も同様でございます。

案件2は、令和5年2月6日、旭市新町地先において発生した救急出動中の救急車両とブロック塀との接触による物損事故でありまして、同年5月12日に専決しております。

案件3は、令和5年3月31日、旭市立海上中学校駐車場において、草刈り作業中の飛び石により、駐車中の車両のリアガラスが破損した自動車物損事故でありまして、同年5月31日に専決しております。

次のページをお願いします。

案件4は、令和5年5月31日付にて締結した道路改良工事契約の解除に伴い、受注者へ及ぼした損害でありまして、同年6月23日に専決しております。

案件5は、令和5年8月17日、県立東部図書館駐車場において発生した市有自動車の接触による自動車物損事故でありまして、同年10月18日に専決しております。

案件6は、令和5年9月20日、旭市中谷里地先の駐車場において発生した市有自動車の接触による自動車物損事故でありまして、同年11月27日に専決しております。

4ページをお願いします。

案件7は、令和4年9月9日から令和5年6月30日施工の旭市三川地先における排水路整

備工事に起因する地盤変動により生じた家屋等への損害でありまして、令和6年3月1日に専決しております。

以上で報告第5号の説明を終わります。

○議長（飯嶋正利） 総務課長の説明は終わりました。

以上で議案の補足説明及び報告の説明を終わります。

○議長（飯嶋正利） 以上をもちまして、本日の日程は全部終了いた……
（発言する人あり）

○議長（飯嶋正利） 暫時休憩。

休憩 午前11時45分

再開 午前11時48分

○議長（飯嶋正利） 会議を再開します。

以上をもちまして、本日の日程は全部終了いたしました。

これにて本日の会議を散会いたします。

なお、次回は11日、定刻より会議を開きます。

大変ご苦労さまでした。

散会 午前11時48分